

# 埼玉県企業局業務委託指名競争入札執行要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、企業局が発注する庁舎の維持管理及びその他の業務委託（建設工事に係る設計、調査及び測量業務委託並びに土木施設維持管理業務委託に係る入札及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される入札を除く。）の契約に係る指名競争入札を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

## (入札参加者の指名)

第2条 業務委託の入札参加者を指名するときは、埼玉県の競争入札参加資格者名簿に登載されている者の中から選定し、なるべく5者以上を指名するものとする。

## (指名及び入札の通知)

第3条 当該業務委託の入札事務を所掌する課（所）長は、その入札に指名された旨及び入札の対象、入札日時、入札場所その他入札執行に関し必要な事項を電子入札システムにより、入札参加者に通知するものとする。ただし、やむを得ず書面により入札書を提出する入札（以下「紙入札」という。）とする場合は、書面（様式第1号）により通知するものとする。

## (仕様書等)

第4条 入札に参加するために必要となる仕様書、特記仕様書、業務概要書及びその他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システムに掲載する。ただし、電子入札システムによる掲載が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布（有料若しくは無料）することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、指名及び入札の通知において明示するものとする。

2 入札参加者からの質問及びその回答は、原則として電子入札システムにより全ての入札参加者に周知するものとする。

## (現場説明)

第5条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

## (入札保証金)

第6条 入札保証金の納付及び減免については、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年埼玉県公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第134条に基づくものとする。

2 入札保証金は、入札後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第4項の規定に基づき還付しないものとする。

## (入札金額見積内訳書)

第7条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができるものとする。この場合は、指名通知等において明示するものとする。

## (入札の執行)

第8条 入札は、あらかじめ通知した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。

## (再度入札)

第9条 初度入札において落札者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行う。

- 2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格の100/110未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。
- 4 再度入札は3回まで行うことができる。

(不落時の取扱い)

第10条 再度入札によっても、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないときは、日時を改めて、当該入札参加者以外の者による指名競争入札、又は一般競争入札に付するものとする。ただし、指名替えによる指名競争入札、又は一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

(入札の辞退)

第11条 入札の辞退は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準及び埼玉県物品調達等電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

- 2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第12条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の取りやめ等)

第13条 公営企業管理者又は発注機関の長は、埼玉県企業局建設工事請負等競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第2条又は第3条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、又は落札者の決定を保留し、入札を取りやめることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (3) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (5) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (7) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
- (8) 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
  - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
  - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
  - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
  - エ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (9) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札者の決定)

- 第15条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 2 公営企業管理者又は発注機関の長は、落札者を決定した場合は、電子入札システムにより入札参加者に通知する。ただし、紙入札とした場合は、様式第3号により入札参加者に通知するものとする。
  - 3 公営企業管理者又は発注機関の長は、落札者が免税事業者の場合は免税事業者届出書（心得標準様式第11号）を徴取するものとする。
  - 4 公営企業管理者又は発注機関の長は、第2項の通知後、契約書（案）及びその他契約に必要な書類を添付して、様式第4号により、落札者に送付するものとする。

（くじによる落札者の決定）

第16条 落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。

（契約保証金）

- 第17条 契約保証金の納付及び減免については、財務規程第110条に基づくものとする。
- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第2号の請求書に基づき、これを還付するものとする。
  - 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法第234条の2第2項の規定に基づき還付しないものとする。

（契約の確定）

第18条 契約は、公営企業管理者又は公営企業管理者から委任を受けた者と、落札者が契約書（案）に記名押印（電子契約の場合は、双方の電子署名が完了）したときに確定する。

（その他）

第19条 この要綱に定めがない事項は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準、埼玉県物品調達等電子入札運用基準及び関連諸規程の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から試行する。ただし、令和5年5月31日までに指名通知等を発したのものについては、適用しない。